

◇ 職員の分限および懲戒処分状況 ◇

分限処分とは、心身の故障、刑事事件での訴訟など職務が十分に果たせない場合などについて、公務能率の維持を目的に行う処分で、懲戒処分とは、地方公務員法などに違反した場合や職務上の義務違反などに対して、秩序維持を図るために行う処分です。

◇ 職員の分限および懲戒処分状況 ◇ 令和6年度

分限処分者数				懲戒処分者数				
降任	免職	休職	計	戒告	減給	停職	免職	計
—	—	—	0	—	—	—	—	0

◇ 職員研修の状況 ◇

職員研修については、職員研修審査委員会を開催し、毎年研修計画を定め、北海道市町村職員研修センター、管内町村会などで行われる研修や庁内研修を実施し効果的・効率的な研修の実施に努めています。

◇ 職員研修の参加状況 ◇ 令和6年度

区分	内 容	参加者数
派遣研修	北海道市町村職員研修センター主催の税務事務研修、管理能力研修など	6人
	管内町村会主催の新規採用職員・初級職員・中級職員研修・JST（新任係長）研修、北海道町村会主催の法務実務入門研修など	22人
	市町村アカデミー、メンタルヘルス研修、北見地域定住自立圏職員研修、姉妹町人事交流研修など	18人
庁内研修	新規採用初任者研修	5人
	法務基礎研修	74人
その他研修	救命講習、健康管理研修	55人
計（延べ人数）		180人

◇ 職員の福利厚生について ◇

◇ 共済制度の概要 ◇

共済制度は、職員と家族の生活の安定と福祉の向上のため地方公務員等共済組合法に基づき、北海道市町村職員共済組合が実施主体となり次の事業を実施しています。

- ①短期給付事業 病気やけが、出産、死亡、休業、災害などに対する給付
- ②長期給付事業 退職後の年金などの給付
- ③福祉事業 保健事業、貯金事業、貸付事業、物資購入事業など

また、北海道市町村職員福祉協会に加入（令和7年度負担金予算額35万8,000円）し、福利厚生事業（負担金事業、掛金事業、共同事業）のほか、医療給付事業や貸付事業、生命共済事業などを実施しています。

◇ 職員福利厚生事業 ◇

職員の福利厚生事業としては、職員の健康診断を毎年実施しており、令和6年度の健診委託料は、195万6,540円となっています。

◇ 特別職などの給料 ◇

令和7年4月1日現在

区分	月額	期末手当			退職手当	
		6月	12月	計	算定方式	支給時期
町長	73万円	2.25月分	2.25月分	4.50月分	給料月額×5.126月×年数	任期毎
副町長	61万円	2.25月分	2.25月分	4.50月分	給料月額×3.234月×年数	任期毎
教育長	54万5,000円	2.25月分	2.25月分	4.50月分	給料月額×2.838月×年数	任期毎

■問合せ 総務課職員係（☎47-2112 役場2階 窓口10番）

サービス規律保持のための
取り組み状況

町民の不信を招くことのないよう倫理保持および交通安全などについて、機会あるごとに注意を喚起し、サービス規律保持を図っています。（令和6年12月26日に職員へ通知）

令和7年第3回
臨時町議会

補正予算など可決

令和7年第3回臨時町議会が8月8日に開会され、令和7年度補正予算など2件の議案が原案どおり可決されました。

■一般会計の補正予算

歳入歳出の予算に1,921万円を追加し、予算の総額を53億9,496万8,000円としました。

■財産の処分

町有林で生産した林産物の売り払いについて可決されました。



秋の全国交通安全運動

9月21日(日)から30日(火)までの10日間「秋の全国交通安全運動」が実施されます。

秋は日没時間の早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、重大事故につながる恐れのある交通事故が多発しています。また、歩行中・自転車乗車中の死亡事故の増加や重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然としてあつを絶たないことから、家庭や職場で今一度、交通安全に対する意識を高めましょう。



■重点目標

- 歩行者の安全な道路横断方法などの実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服などの着用促進
- ながらスマホや飲酒運転などの根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・順守の徹底とヘルメットの着用促進

■問合せ 町民課町民生活係（☎47-2203 役場1階 窓口1番）

秋はヒグマに注意

秋のヒグマ注意特別期間 8月22日(金)～10月31日(金)

ヒグマによる人身被害が増えていますが例年、特に冬眠明けの春と冬眠前の秋に多く発生しています。また、山菜やキノコ採りに行った方が被害に遭うことが多いようです。ヒグマの被害に遭わないよう以下のことに注意しましょう。

- ・食べ物やごみは必ず持ち帰りましょう
- ・一人では野山に入らないようにしましょう
- ・野山では音を出しながら歩きましょう
- ・事前にヒグマの出没情報を確認しましょう
- ・薄暗いときには行動しないようにしましょう
- ・ふんや足跡を見たら引き返しましょう



▲ひぐまっぷ



※人里周辺などでヒグマを目撃したときは、町または警察にご連絡ください。また、ヒグマの出没情報については、上記QRからご覧ください。

■問合せ 農林商工課林務係（☎47-2116 役場2階 窓口13番）